

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年6月26日

**【会社名】** 日本ケミコン株式会社

**【英訳名】** NIPPON CHEMI-CON CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 内山 郁夫

**【最高財務責任者の役職氏名】**

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区大崎五丁目6番4号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長内山郁夫は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠した内部統制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長内山郁夫は、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社16社並びに持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社14社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

重要な業務プロセスについては、財務報告に対する量的、質的影響の重要性を考慮し、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち、「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを可視化した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点においては、内部統制の重要な欠陥は発見されなかったものの、当事業年度末日後の財務諸表監査の過程におきまして、下記に記載した財務報告に係る重要な欠陥が発見されたことにより、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

#### 記

当社は、棚卸資産の評価に関して、重要な修正を行うこととなりました。これは、棚卸資産の評価に関する理解不足や不慣れさがあったこと及びその誤りを発見するための仕組みが十分でなかったためであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、当社では決算業務の環境を再整備し、適材人員の確保及び適正配置並びに人材の育成のための教育体制の強化を図ることとし、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

なお、重要な欠陥を是正する為に、事業年度末日後、当該棚卸資産評価の内容確認及び承認手続きに係る新たな業務フローを構築し、内部統制報告書提出日時点においては、当該棚卸資産評価に係る内部統制により不備が発見できる体制が整備されたことを確認しました。

### 4 【付記事項】

特記すべき事項はありません。

### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。